教職員の業務負担軽減に関する項目

学校の老朽化対策については、令和２年３月に「府立学校施設長寿命化整備方針」を公表し、令和２年度において「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」を策定することとしており、令和３年度以降、本実施計画に基づき計画的な改修等に順次着手する予定。

また、緊急度の高い対策については、学校と十分協議のうえ、必要な対策を講じてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校のご意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたい。

教職員の職場環境の改善に関する項目

休養室に必要な備品・消耗品については、従前よりヒアリング等を通じて学校からの要望を十分にお聞きし、その意向を踏まえ、予算の範囲内で配当に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたい。

教職員の職場環境の改善に関する項目

現在、支援学校において、既存の空調設備を計画的に更新しているところ。

特別教室については、令和元年度に国補助金を活用して未設置箇所のある肢体不自由校１１校に空調機を設置した。令和２年度においては、５校について、国補助金の交付決定を受け、早期に空調を設置できるよう設計を実施しているところ。

体育館への空調設備については、令和２年度に、支援学校１３校の設計を実施中であり、令和３年度からの３年間で、３８校に空調設備を設置する予定としている。

また、更衣室等への空調設備の設置については、強い要望があることは十分に認識しているが、現在の財政事情を踏まえると困難であり、今後の課題と考えている。

教職員の職場環境の改善に関する項目

支援学校４校について、令和２年度国補助金の交付決定を受け、早期にトイレの改修ができるよう、設計を実施しているところ。

その他のトイレの改修などの要望については、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性などを学校と十分協議のうえ、予算の範囲内ではあるが、必要な対応をしてまいる。

なお、トイレの増設については、建物の大規模な改修等を行う必要があり、現在の財政状況では、困難な状況である。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府立支援学校の学校給食調理業務は、３年間の長期継続契約となっており、特に受託者が変更になった場合には、業務開始の8月1日から給食開始までの間は、給食開始に向けた準備期間としており、この間には主に調理場の備品や用品の把握、機器の使用方法や配缶方法などの習得、給食の試作や試食をおこなっている。

教育庁としても、この期間及び給食開始後の給食管理、衛生管理について、栄養教諭の負担がすこしでも軽減されるよう、学校とも相談しながら、検討を進めてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

令和２年８月から契約の更新により業務を開始した府立支援学校９校中、４校については、受託者が変更になった学校も含めて、資格要件の緩和に関する問題は発生していないと認識している。

残り５校を落札した１事業者については、契約更新時から教育庁の指導主事を学校に派遣するなど指導を続けているが、特定の事業者の問題と認識しており、業務仕様書等に基づき、引き続き指導をしてまいる。

入札の要件等については、今後も検討を続けてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府立支援学校の学校給食調理業務は、３年間の長期継続契約となっており、特に受託者が変更になった場合には、業務開始の8月1日から給食開始までの間は、給食開始に向けた準備期間としており、この間には主に調理場の備品や用品の把握、機器の使用方法や配缶方法などの習得、給食の試作や試食を行っている。

教育庁としても、この期間及び給食開始後の給食管理、衛生管理について、栄養教諭の負担がすこしでも軽減されるよう、学校とも相談しながら、検討を進めてまいる。

履行遅滞や不履行等の基準を明記することは困難である。

教職員の業務負担軽減に関する項目

令和２年８月から契約の更新により業務を開始した府立支援学校９校中、４校については、受託者が変更になった学校も含めて、資格要件の緩和に関する問題は発生していないと認識している。

残り５校を落札した１事業者については、契約更新時から教育庁の指導主事を学校に派遣するなど指導を続けているが、特定の事業者の問題と認識しており、業務仕様書等に基づき、引き続き指導をしてまいる。

入札の要件等については、今後も検討を続けてまいる。

特別休暇に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところ。

なお、令和２年４月より子育て部分休暇、不妊治療休暇及びボランティア休暇の導入等を行ったところであるが、その他の休暇の拡充や新設は困難である。

教職員の労働条件の改善に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態も踏まえ、適切に運用されていると認識している。

休憩時間の適切な運用については、「校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること」として各学校に指示しているところである。